

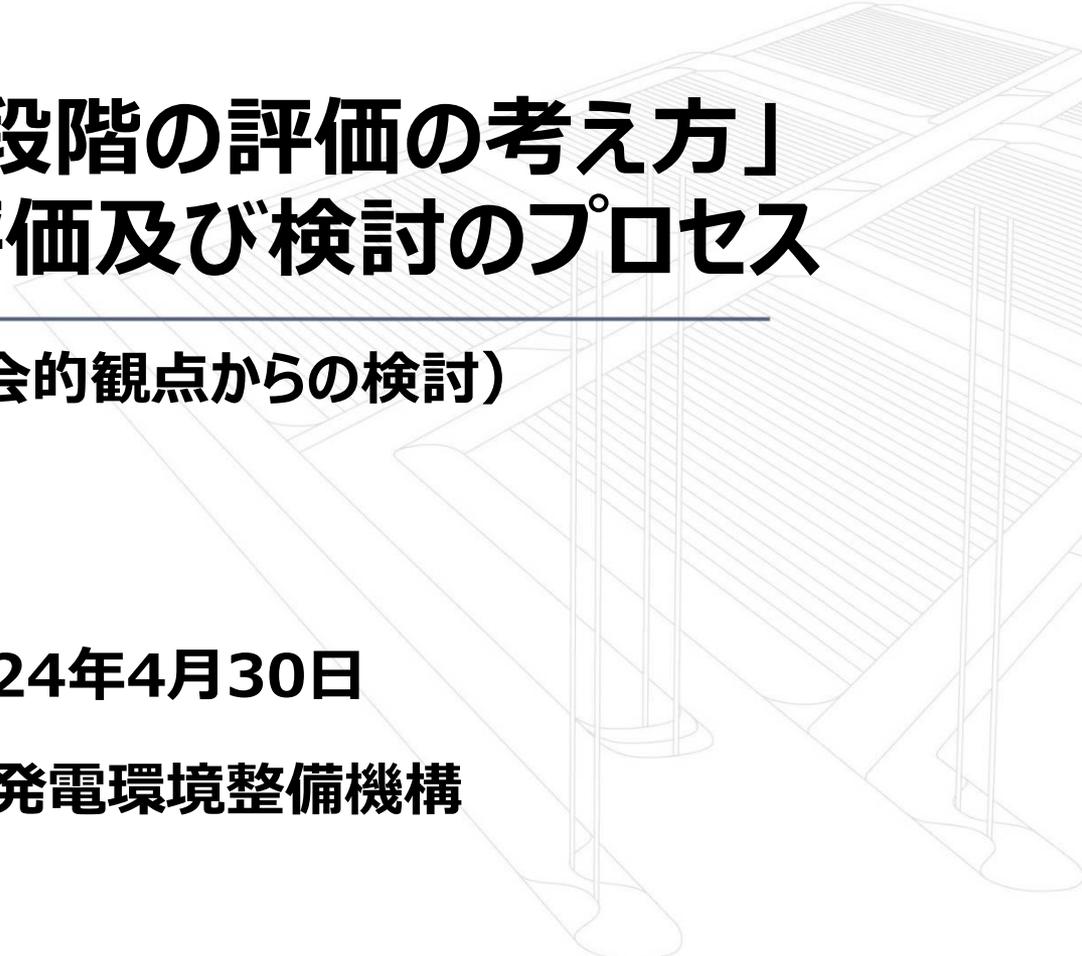


「文献調査段階の評価の考え方」 に基づいた評価及び検討のプロセス

(経済社会的観点からの検討)

2024年4月30日

原子力発電環境整備機構



検討の進め方

- 文献調査開始以降、原子力発電環境整備機構（以下、NUMOという。）が2020年に公表した寿都町及び神恵内村の「**文献調査計画書**」に従って調査を進めた。
- その間、国により「文献調査段階の評価の考え方」（2023）（以下、「文献調査段階の評価の考え方」という。）がとりまとめられ、当該地域の文献調査の情報に基づく概要調査地区候補選定のための経済社会的観点からの検討については、この考え方に沿って**文献調査対象地区である寿都町及び神恵内村における土地の利用に関する制約や考慮すべき点についての情報の収集・整理**を行った。

参考：NUMOが2020年に公表した「文献調査計画書」における記載

6 文献・データに基づく評価

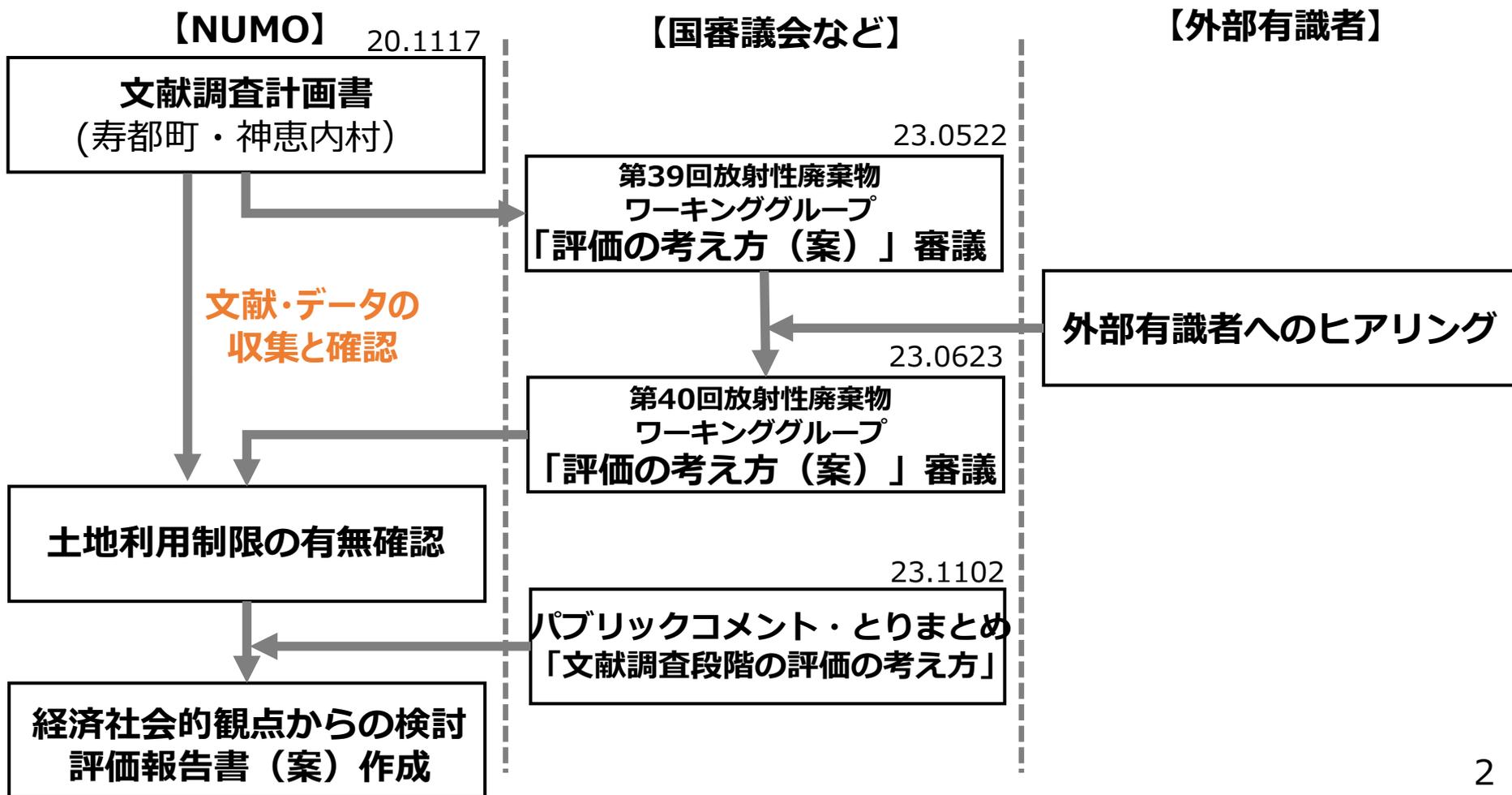
文献調査では、最終処分法に定める文献調査で評価する要件を満足せず、明らかに適切でない場所を除外する作業を中心に、概要調査地区の候補を検討します。

さらに、技術的な観点、経済社会的な観点からの検討も実施します。例えば、上記の評価の過程で文献調査対象地区の地層や岩体、断層などの分布といった地下の状況について整理し、どの地層がより好ましいと考えられるかなどの検討や、土地の利用制限などの検討を実施します。

検討の経緯

- 「文献調査計画書」に基づき2自治体の土地利用制限の有無を確認。国によりとりまとめられた「文献調査段階の評価の考え方」に基づき、評価を実施した。

【これまでの検討の経緯】



文献調査段階の評価の考え方

- 第1回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会において「文献調査段階の評価の考え方」が報告（2023年11月2日確定）された。この中で示された「経済社会的観点からの検討」の考え方を以下に示す。

【文献調査段階の評価の考え方（経済社会的観点からの検討）】

- 文献調査段階では、**処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認する**。あわせて、土地利用制限がある場合の許認可手続き等と配慮すべき点を整理する。
- そのうえで「原則許可されない地域」がある場合には、概要調査地区等の選定の際の検討事項に加える。
- 現地調査に進む場合は、土地利用制限の状況に応じて、法規制等に対応する。

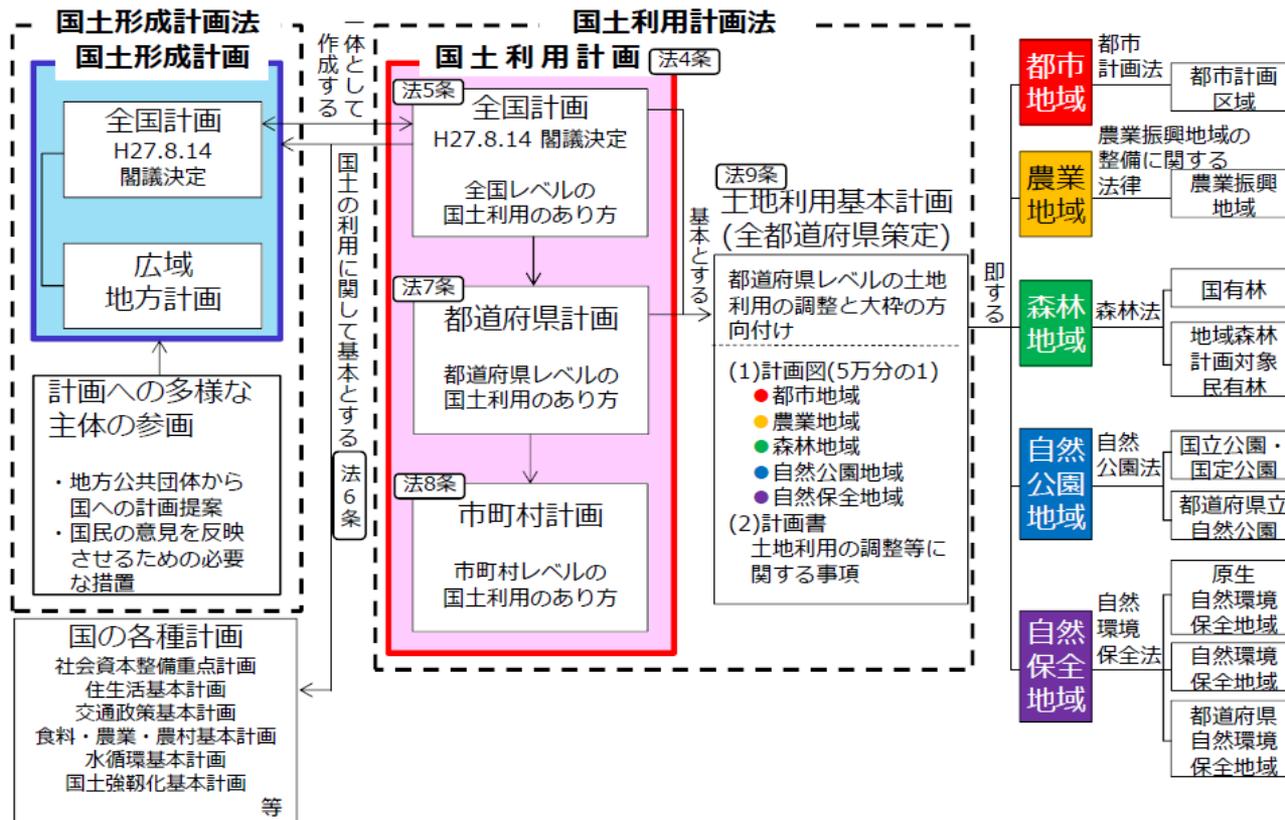
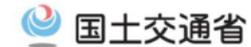
【「考え方」適用時の留意事項】

- 処分場建設や現地調査での土地利用に際して、初期段階においては「国土利用計画法」を基本に検討を進める。
- 事業進展段階ごとに（経済社会的観点の）調査範囲や内容を進展させていく。
- 事業進展段階ごとに土地利用制限の状況に応じて、法規制等に適切に対応する。

文献調査段階の経済社会的観点からの検討範囲

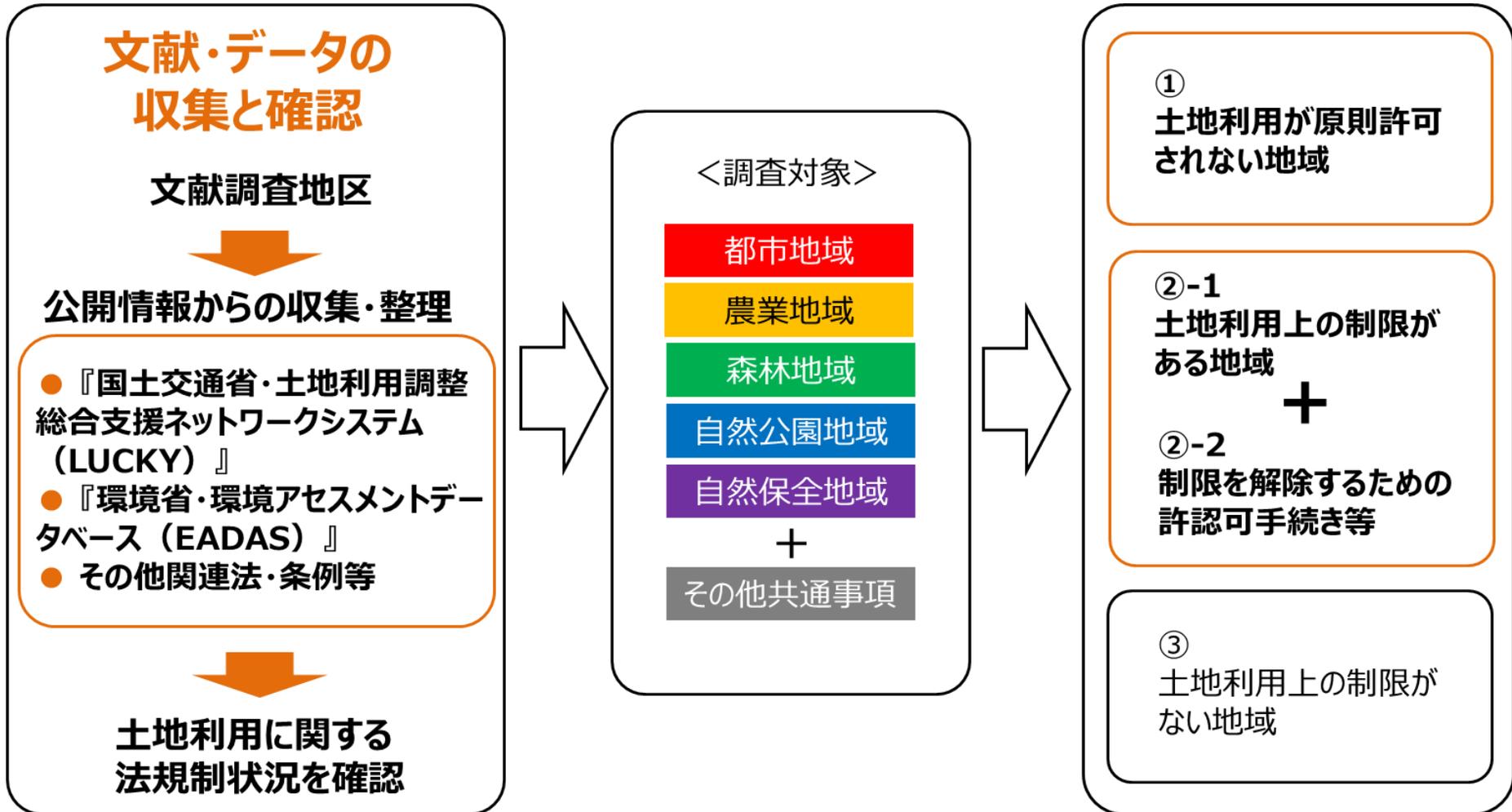
- 国土利用計画法に基づき国、都道府県、市町村は国土利用計画（全国計画、都道府県計画、市町村計画）を策定。これを基本に都道府県は土地利用の基本方向や土地利用の原則を定めるものとして、当該都道府県の区域を「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」及び「自然保全地域」の5地域区分に分けた土地利用基本計画を定める。

1 国土利用計画法の体系



文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順

- 経済社会的観点からの検討においては、評価のよりどころとなる情報として、5地域の個別規制法などによる土地の利用規制の指定状況を、公開情報に基づいて収集・整理した。



寿都町の評価結果

<評価結果>

- 「北海道土地利用基本計画」（第5次平成30年3月）より、道が指定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域区分の指定状況とこれらの5地域区分ごとに制定されている個別規制法などによる土地利用規制、景観、文化財、国土防災などに関する土地の利用規制について調査した。
- 評価の結果、寿都町においては土地の利用に関して「原則許可されない」場所は確認されなかった。



神恵内村の評価結果

<評価結果>

- 「北海道土地利用基本計画」（第5次 平成30年3月）より、道が指定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域区分の指定状況とこれらの5地域区分ごとに制定されている個別規制法などによる土地利用規制、景観、文化財、国土防災などに関する土地の利用規制について調査した。
- 評価の結果、**神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林^{*}を除き、土地の利用に関して「原則許可されない」場所は確認されなかった。**

※保護林：原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野である。

神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林は、神恵内地区に自生するトドマツの生育に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究などに資することを目的とするものである。

